

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

食品添加物（ジフェノコナゾール）

3 趣旨及び目的

新たにジフェノコナゾールを食品添加物として指定し、その規格基準を設定する。

4 施行予定日

公布後、速やかに施行の予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 2453, 4274
FAX 03-3501-4868

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・ 食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.07, 07.09, 07.10）
- ・ 食用の果実及びかんきつ類の果皮（08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.10, 08.11, 08.14）
- ・ 香辛料（09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・ 採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01, 12.07）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ベンチアバリカルブイソプロピルに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 4290
FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

WTO事務局から配付された後60日間

規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条及び附属書Bの5（a）に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・酪農品及び鳥卵（04.01, 04.07, 04.08）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13）
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08.01, 08.02, 08.03, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14）
- ・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.01, 09.02, 09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・穀物（10.01, 10.03, 10.05, 10.06）
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01, 12.02, 12.04, 12.05, 12.06, 12.07, 12.12）
- ・動物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ジフェノコナゾールに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 4290
FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

WTO事務局から配付された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・ 食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14）
- ・ 食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08.01, 08.02, 08.03, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14）
- ・ コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.01, 09.02, 09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・ 穀物（10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.05, 10.06, 10.07, 10.08）
- ・ 採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01, 12.02, 12.04, 12.05, 12.06, 12.07, 12.10, 12.12）
- ・ ココア（18.01）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬イミノクタジンに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 4290
FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

WTO事務局から配付された後60日間

規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条及び附属書Bの5（a）に基づくものです。

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03.02, 03.03, 03.04, 03.06, 03.07, 03.08）
- ・食用の果実（08.08）
- ・茶（09.02）
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.12）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬メチルテトラプロールに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

公布後、速やかに施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 4290
FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

意見提出不可

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03.02, 03.03, 03.04, 03.06, 03.07, 03.08）
- ・酪農品及び鳥卵（04.01, 04.07, 04.08）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.09, 07.10）
- ・マテ（09.03）
- ・穀物（10.06）
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01, 12.12）
- ・動物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬チフルザミドに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 4290
FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

WTO事務局から配付された後60日間

規格基準の事前意図公告

〔 この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。 〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・酪農品及び鳥卵（04.01, 04.07, 04.08）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・食用の野菜、根及び塊茎（07.01, 07.02, 07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.07, 07.08, 07.09, 07.10, 07.13, 07.14）
- ・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08.01, 08.02, 08.03, 08.04, 08.05, 08.06, 08.07, 08.08, 08.09, 08.10, 08.11, 08.14）
- ・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.01, 09.02, 09.03, 09.04, 09.05, 09.06, 09.07, 09.08, 09.09, 09.10）
- ・穀物（10.01, 10.02, 10.03, 10.04, 10.05, 10.06, 10.07, 10.08）
- ・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01, 12.02, 12.04, 12.05, 12.06, 12.07, 12.10, 12.12）
- ・動物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）
- ・ココア（18.01）

3 趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬及び動物用医薬品ペルメトリンに係る残留基準値を改正する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 4290
FAX 03-3595-2432

6 意見提出期限

WTO事務局から配付された後 60 日間